

29高障害第1868号
平成29年10月31日

障害者支援施設施設長 様
障害福祉サービス事業所管理者 様
障害児入所施設施設長 様
障害児通所支援事業所管理者 様
相談支援事業所管理者 様

高知県地域福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)

事業所の変更届出書に対する受理通知の取扱いについて（通知）

日ごろから、本県の障害者福祉にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項及び第3項並びに第51条の25、児童福祉法第21条の5の19及び第24条の13の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合、10日以内に都道府県知事に届け出る必要があります。

現在、変更届については、内容の確認後に受理通知を送付しているところですが、このたび、下記のとおり取扱いを変更しましたのでお知らせします。

記

- 1 取扱いが変更となる事項
事業者の変更届出書（第2号様式）について、障害保健福祉課からの受理通知を送付しないこととする。
- 2 上記取扱いの適用日について
平成29年11月1日以降に障害保健福祉課に届け出られた変更届出書から適用する。
※事業者からの届出日ではなく、障害保健福祉課の受付日で適用する。
- 3 その他留意事項について
 - (1) 届出書様式について、旧様式や異なる法律に基づく様式を使用しているケースが多くあります。**届出は最新の様式を使用してください。**（この通知後に、旧様式や異なる法律に基づく様式を使用している場合は、再提出をしていただきますのでご注意ください。）
 - (2) 変更内容については、届出様式の「変更の内容」欄に、**変更前及び変更後ともに変更内容を省略することなく、すべて記載してください。**
なお、定款や運営規程の変更など、**欄内にすべて記載できない場合は、内容が確認できる資料を添付し（変更後だけではなく変更前のものも必ず提出してください。）変更箇所が分かるように色づけするなどして提出**してください。
 - (3) 介護給付費等及び障害児通所給付費等の給付費に係る加算変更届出書（様式第5号）については、加算の適用開始日の確認をする必要があることから、従前どおり、受理通知を发出します。

(4) 本取り扱いの変更は、事業所の変更届出書の提出義務について変更するものではありません。変更が生じた場合には、必ず10日以内に届出をす
るようにしてください。

○本通知の内容については障害保健福祉課のホームページにも掲載しております。

※ 高知県庁ホームページ トップページ > 組織でさがす > 地域福祉部

> 障害保健福祉課 > 事業者のみなさまへ > 事業者向け情報

> 指定障害福祉サービス事業所等に係る申請・届出 及び

指定障害児通所支援事業所等に関わる申請・届出

高知県地域福祉部障害保健福祉課 事業者担当

TEL : 088-823-9635 FAX : 088-823-9260

E-mail : 060301@ken.pref.kochi.lg.jp